

令和7年（2025年）

第4回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4719

第1版 2025.11.21 調製

令和7年(2025年)第4回町田市議会定例会日程一覧表

※11月21日(金) 告示 議案配付 議会運営委員会

※11月25日(火) 正午 一般質問通告締切

※11月25日(火) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ

11月26日(水) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
11	28	金	本 会 議 議会運営委員会	報告第7号～報告第9号 第109号議案、第110号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第117号議案 第101号議案～第108号議案、 第111号議案～第116号議案 — 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後5時
	29	土			
	30	日			
12	1	月	議案説明会 全員協議会		
	2	火	議 案 調 査		
	3	水	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分
	4	木	本 会 議	一般質問	
	5	金	本 会 議	一般質問	
	6	土			
	7	日			
	8	月	本 会 議	一般質問	
	9	火	本 会 議	一般質問	
	10	水	本 会 議 議会運営委員会	第105号議案～第108号議案、 第111号議案～第116号議案 第101号議案～第104号議案 請願及び陳情の付託報告 — 質疑 — 付託	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	11	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	12	金	常任委員会	文教社会・建設	
	13	土			
	14	日			
	15	月	常任委員会	常任委員会予備日	
	16	火	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	17	水	議 事 整 理		
	18	木	議 事 整 理		
	19	金	議 事 整 理		
	20	土			
	21	日			
	22	月	議 事 整 理		
	23	火	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 — 質疑 — 表決 議員提出議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和7年第4回定例会は、11月28日（金）に招集され、12月23日（火）までの26日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算4件、条例4件、その他が12件の予定です。

予算案は、令和7年度（2025年度）町田市一般会計補正予算（第4号）など、条例案は、町田市公告式条例等の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

第101号議案 令和7年度（2025年度）町田市一般会計補正予算（第4号）

第102号議案 令和7年度（2025年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

第103号議案 令和7年度（2025年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

第104号議案 令和7年度（2025年度）町田市病院事業会計補正予算（第3号）

第105号議案 町田市公告式条例等の一部を改正する条例

※デジタル規制改革推進の一括法の成立に伴い、条例の公布、公示送達等の書面掲示のデジタル対応を行うことを目的に、町田市公告式条例ほか5本の条例の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。

第106号議案 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

※個人番号カードによる医療費助成のオンライン資格確認の開始に伴い、関係する条例4本の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。

第107号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係する条例4本の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。

第108号議案 町田市建築審査会条例の一部を改正する条例

※マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第109号議案 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

※東京都六市競艇事業組合規約の名称を変更することに関し、関係市の協議により定めることについて、議会の議決を求めるものです。

第 1 1 0 号議案 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）

※市民・事業者がごみを排出する際に使用する指定収集袋を調達するため、物品供給単価契約を締結するものです。

第 1 1 1 号議案 南市民センター改修工事請負契約

※施設の長寿命化及び脱炭素化を実現するため、南市民センターの屋上防水・外壁・建具の改修及び電気・機械設備改修に伴う内装改修を行う工事請負契約を締結するものです。

第 1 1 2 号議案 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）請負契約

※鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、交通利便と生活環境等の改善を図るため、鶴川駅北口広場にバスシェルターを新築する工事請負契約を締結するものです。

第 1 1 3 号議案 鶴川第四小学校解体工事請負契約

※鶴川中央小学校建設工事に伴い、同小学校の建設予定地である鶴川第四小学校の敷地内建築物等（校舎含めて全ての建築物及び設備）の解体工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 1 1 4 号議案 町田木曽山崎パラアリーナ整備等 P F I 事業契約

※町田木曽山崎パラアリーナ整備・運営事業に係る、施設の設計、建設、工事監理、維持管理、及び運営業務を P F I 手法により包括的に実施するため、事業契約を締結するものです。

第 1 1 5 号議案 町田木曽山崎パラアリーナの指定管理者の指定について

※町田木曽山崎パラアリーナを管理する指定管理者を指定するものです。

第 1 1 6 号議案 小山子どもクラブの指定管理者の指定について

※小山子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 1 1 7 号議案 損害賠償請求訴訟の提起について

※（仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の締結に係る債務の不履行により発生した損害の賠償を求めるため、訴訟を提起するものです。

【報告承認案件】

報告第 7 号 令和 7 年度（2025 年度）町田市一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

報告第 8 号 令和 7 年度（2025 年度）町田市下水道事業会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて

報告第 9 号 道路上における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

令和7年度（2025年度）
12月補正予算（第4号）

1 2月補正予算の概要

1 2月補正予算では、保育所等を対象に、子ども・子育て支援法に基づく財政支援として、給付に係る公定価格改定による増額を補正計上します。

子どもや高齢者が安全に過ごすことができるよう、保育所、学童保育クラブ等において熱中症対策事業費を計上するとともに、高齢者に対する熱中症予防の普及啓発事業費を計上します。

また、鶴川中学校中規模改修工事において設置した空調機において、追加工事（空調機の交換及び増設）を実施します。

さらに、町田市民病院における安定的な医療サービスの提供を継続するため、町田市民病院に対し運営資金の貸付を行います。

その他、一般会計及び特別会計の事業費を補正します。

一般会計	30億9,954万8千円
特別会計	1,962万1千円
計	31億1,916万9千円

一般会計補正予算の主な内容

1 赤ちゃんに選ばれるまちになる

- ・ 子育て支援施設及び高齢者熱中症対策準備事業 3,750万円
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等事業 5億6,337万円

2 未来を生きる力を育み合うまちになる

- ・ 鶴川中学校中規模改修機械設備追加整備事業 4,000万円

3 その他

- ・ 町田市民病院運営資金貸付金 20億円
- ・ 職員人件費 4億4,082万7千円

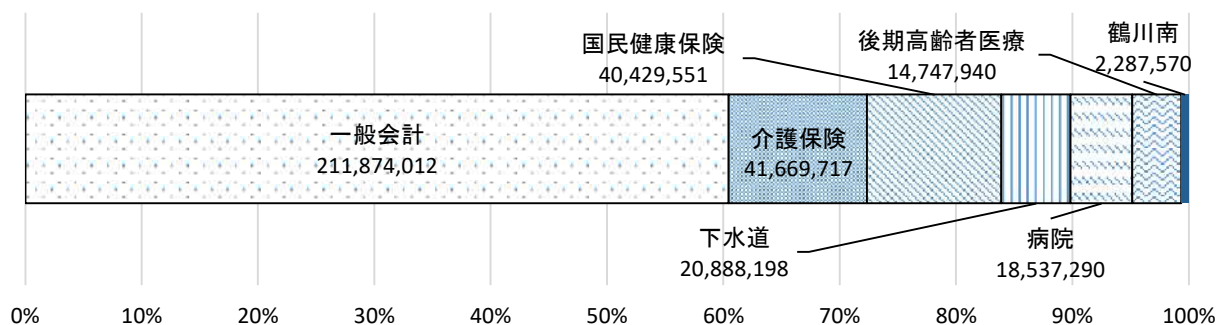
特別会計の補正額

- ・ 国民健康保険事業会計 △58万9千円
- ・ 後期高齢者医療事業会計 2,021万円
- ・ 病院事業会計 (借入金) 20億円

2025年度12月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
一 般 会 計		208,774,464	60.1	3,099,548	211,874,012	60.5
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,430,140	11.7	△ 589	40,429,551	11.5
	介 護 保 険 事 業 会 計	41,669,717	12.0	0	41,669,717	11.9
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,727,730	4.2	20,210	14,747,940	4.2
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	2,287,570	0.7	0	2,287,570	0.6
	下 水 道 事 業 会 計	20,888,198	6.0	0	20,888,198	6.0
	収 益 的	12,265,983	3.5	0	12,265,983	3.5
	資 本 的	8,622,215	2.5	0	8,622,215	2.5
	病 院 事 業 会 計	18,537,290	5.3	0	18,537,290	5.3
	収 益 的	16,417,888	4.7	0	16,417,888	4.7
	資 本 的	2,119,402	0.6	0	2,119,402	0.6
	小 計	138,540,645	39.9	19,621	138,560,266	39.5
合 計		347,315,109	100.0	3,119,169	350,434,278	100.0

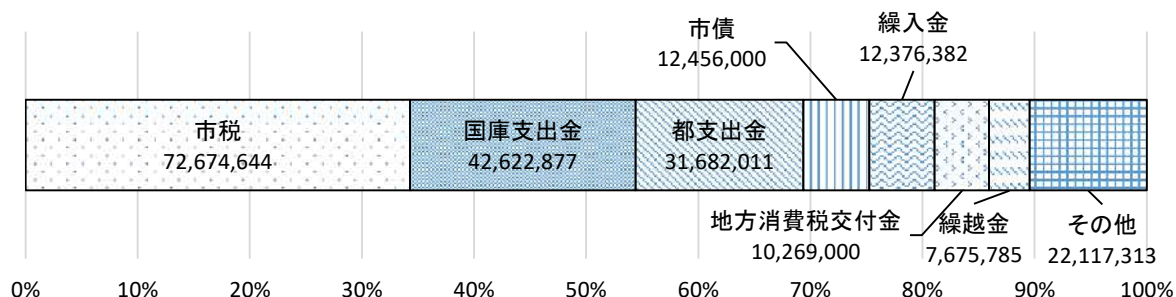


- 一般会計の補正額は30億9,954万8千円で、補正後の全会計予算総額3,504億3,427万8千円に対する一般会計の構成比は60.5%です。
- 特別会計の補正額は1,962万1千円で、職員人件費、国民健康保険税還付金などを計上しています。

2025年度12月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額		補正額	補正後額	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	72,674,644	34.8	—	72,674,644	34.3
2. 地 方 譲 与 税	741,000	0.4	—	741,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	401,000	0.2	—	401,000	0.2
4. 配 当 割 交 付 金	981,000	0.5	—	981,000	0.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,076,000	0.5	—	1,076,000	0.5
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,386,000	0.7	—	1,386,000	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	10,269,000	4.9	—	10,269,000	4.8
8. ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	—	39,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	299,000	0.1	—	299,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.2	—	487,000	0.2
11. 地 方 交 付 税	5,172,594	2.5	—	5,172,594	2.4
12. 交通安全対策特別交付金	45,923	0.0	—	45,923	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	364,000	0.2	—	364,000	0.2
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,681,607	1.8	—	3,681,607	1.7
15. 国 庫 支 出 金	42,244,076	20.2	378,801	42,622,877	20.1
16. 都 支 出 金	31,468,620	15.1	213,391	31,682,011	15.0
17. 財 産 収 入	1,040,385	0.5	—	1,040,385	0.5
18. 寄 附 金	318,581	0.1	—	318,581	0.2
19. 繰 入 金	9,910,608	4.7	2,465,774	12,376,382	5.8
20. 繰 越 金	7,675,785	3.7	—	7,675,785	3.6
21. 諸 収 入	6,042,641	2.9	41,582	6,084,223	2.9
22. 市 債	12,456,000	6.0	—	12,456,000	5.9
歳 入 合 計	208,774,464	100.0	3,099,548	211,874,012	100.0

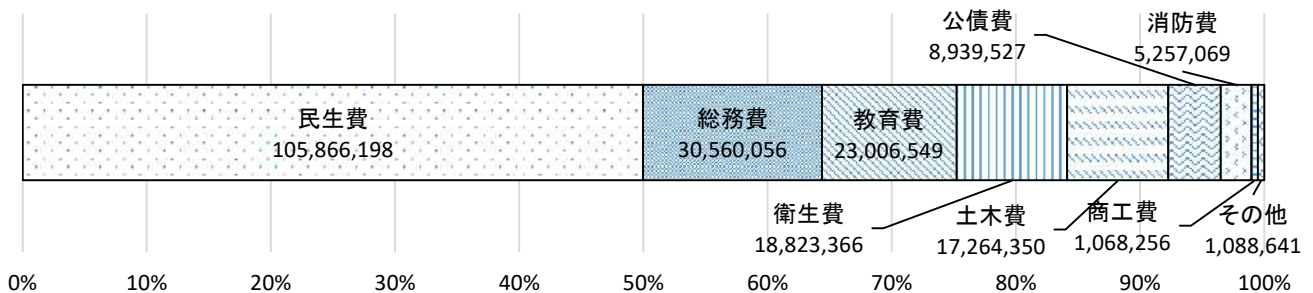


12月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 子どものための教育・保育給付費(3.8億円)、
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(△0.3億円)、
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(0.1億円)、
在宅重度障害者福祉手当負担金(0.1億円)、
母子生活支援助産施設負担金(4百万円)
- 款16.都支出金 子どものための教育・保育給付費(0.9億円)、都民税徴収委託金(0.6億円)、
子ども家庭支援包括補助事業費補助金(0.2億円)、
保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金(0.2億円)、
高齢者施策推進包括補助事業費補助金(0.2億円)、
行旅死亡人等取扱費負担金(2百万円)、
とうきょうママパパ応援事業費補助金(2百万円)、
母子生活支援助産施設負担金(2百万円)
- 款19.繰入金 財政調整基金繰入金(24.7億円)
- 款21.諸収入 損害賠償金(0.4億円)、埋火葬費用返還金(1百万円)

2025年度12月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	645,878	0.3	6,100	651,978	0.3	—	—	—	6,100
2. 総務費	30,372,076	14.5	187,980	30,560,056	14.4	63,966	—	—	124,014
3. 民生費	105,323,776	50.5	542,422	105,866,198	50.0	529,726	—	1,582	11,114
4. 衛生費	16,817,757	8.1	2,005,609	18,823,366	8.9	—	—	—	2,005,609
5. 労働費	39,647	0.0	△ 400	39,247	0.0	—	—	—	△ 400
6. 農林費	295,010	0.1	2,400	297,410	0.1	△ 1,500	—	—	3,900
7. 商工費	1,045,756	0.5	22,500	1,068,256	0.5	—	—	—	22,500
8. 土木費	17,223,150	8.3	41,200	17,264,350	8.2	—	—	—	41,200
9. 消防費	5,069,824	2.4	187,245	5,257,069	2.5	—	—	—	187,245
10. 教育費	22,902,057	11.0	104,492	23,006,549	10.9	—	—	40,000	64,492
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,939,527	4.3	—	8,939,527	4.2	—	—	—	—
13. 予備費	100,000	0.0	—	100,000	0.0	—	—	—	—
歳出合計	208,774,464	100.0	3,099,548	211,874,012	100.0	592,192	0	41,582	2,465,774

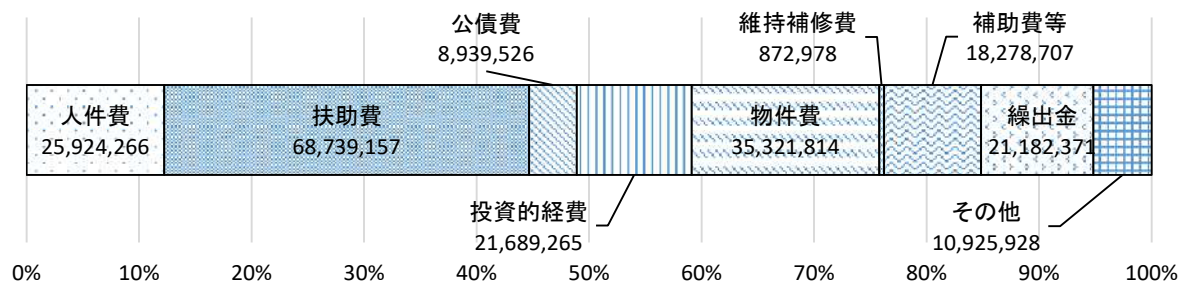


12月補正予算の主なもの

- 款 2. 総務費 職員人件費(1.9億円)
- 款 3. 民生費 児童保育委託料(1.7億円)、認定こども園等施設型給付費(1.6億円)、
学童保育クラブ指定管理委託料(△1.4億円)、障がい児通園補助金(0.8億円)、
地域型保育給付費(0.7億円)、職員人件費(0.6億円)、
保育所等運営費加算補助金(0.5億円)、保育・教育施設物価高騰対策支援金(0.3億円)、
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(△0.3億円)、在宅重度障害者福祉手当(0.2億円)
- 款 4. 衛生費 町田市民病院運営資金貸付金(20億円)
- 款 6. 農林費 新規就農者育成総合対策経営開始資金交付金(△2百万円)
- 款 9. 消防費 常備消防都委託料(1.8億円)
- 款 10. 教育費 職員人件費(1.0億円)、
中学校校舎等改修工事費(0.4億円)、小・中学校教育情報化基盤整備事業消耗品費(△0.2億円)、
小・中学校ネットワークシステム使用料(△0.2億円)、
小学校ネットワーク撤去・移設委託料(△0.2億円)、
スポーツ広場防球ネット等解体・撤去工事費(0.1億円)

2025年度12月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
義務的経費	人件費	25,483,439	12.2	440,827	25,924,266	12.2
	職員給与費	24,431,138	11.7	440,565	24,871,703	11.7
	特別職給与費等	1,052,301	0.5	262	1,052,563	0.5
	扶助費	68,297,312	32.7	441,845	68,739,157	32.5
	公債費	8,939,526	4.3	—	8,939,526	4.2
	計	102,720,277	49.2	882,672	103,602,949	48.9
投資的経費		21,636,693	10.4	52,572	21,689,265	10.2
その他経費	物件費	35,484,635	17.0	△ 162,821	35,321,814	16.7
	維持補修費	872,978	0.4	—	872,978	0.4
	補助費等	17,971,203	8.6	307,504	18,278,707	8.6
	繰出金	21,162,750	10.1	19,621	21,182,371	10.0
	出資金・貸付金	1	0.0	2,000,000	2,000,001	0.9
	積立金	8,825,927	4.2	—	8,825,927	4.2
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	84,417,494	40.4	2,164,304	86,581,798	40.9
歳出合計		208,774,464	100.0	3,099,548	211,874,012	100.0



投資的経費 内訳

総務費	2,603,826	農林費	0	消防費	180,357
民生費	1,644,145	商工費	47,335	教育費	7,915,170
衛生費	643,414	土木費	8,655,012	災害復旧費	6

12月補正予算の主なもの

- 人件費 職員人件費(4.4億円)
- 扶助費 児童保育委託料(1.7億円)、認定こども園等施設型給付費(1.6億円)、地域型保育給付費(0.7億円)、在宅重度障害者福祉手当(0.2億円)
- 投資的経費 中学校校舎等改修工事費(0.4億円)、スポーツ広場防球ネット等解体・撤去工事費(0.1億円)
- 物件費 学童保育クラブ指定管理委託料(△1.4億円)、小・中学校教育情報化基盤整備事業消耗品費(△0.2億円)
- 補助費等 常備消防都委託料(1.8億円)、障がい児通園補助金(0.8億円)、保育所等運営費加算補助金(0.5億円)、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(△0.3億円)
- 繰出金 後期高齢者医療事業会計繰出金(0.2億円)
- 貸付金 町田市民病院運営資金貸付金(20億円)

件 名	子育て支援施設及び高齢者熱中症対策準備事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
37,500		0	37,500	0	0	0

【事業の背景・目的】

昨今の夏は深刻な暑さを記録し、9 月に入っても猛暑日が続くなど、今後も厳しい暑さが見込まれます。このような状況を受け、2025 年 9 月に東京都は、気温の変化の影響を受けやすい子どもたちや、暑さに気付きにくい高齢者に対し、来年度の備えも含めた各市の熱中症対策を後押しするため、今年度に限り補助事業の拡充を決定しました。

市では、東京都の事業を活用し、保育所、学童保育クラブ等における熱中症対策の強化を図るとともに、高齢者に対する熱中症予防の普及啓発を実施することで、厳しい暑さの中でも子どもや高齢者が安全に過ごすことができるよう準備を進めます。

【事業の内容】

1 保育所等熱中症対策準備支援事業

保育所等に熱中症指数計や日よけシェード等の熱中症対策関連の物品購入に要する経費を補助するとともに、公立保育所においても同様の物品を購入します。

(1) 補助対象期間：2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

(2) 対象施設

(3) 1 施設あたりの補助上限額

対象施設	施設数
①認可保育所（分園含む、公立保育園除く）	77施設
②幼保連携型認定こども園	4施設
③小規模保育所	19施設
④家庭的保育者	12施設
⑤認証保育所	4施設
⑥一時預かり・定期利用保育専用施設	1施設
⑦公立保育所	5施設
⑧病児保育施設	3施設

定員	単価
90名以上	200千円
70名以上90名未満	150千円
40名以上70名未満	100千円
40人未満	50千円

※幼稚園及び幼稚園型認定こども園は東京都からの直接補助となります。

2 学童保育クラブ熱中症対策準備事業

市内学童保育クラブ 40 施設において、熱中症指数計や日よけシェード等の熱中症対策関連の物品を購入します。

3 高齢者熱中症予防普及啓発事業

熱中症対策関連の物品として、ネッククーラー、熱中症指数計、熱中症対策ウォッチ等を購入し、2026 年 3 月以降、普及啓発チラシと共に高齢者に順次配布します。

- 配布対象者
- ・高齢者支援センターによる見守りの戸別訪問対象者
 - ・介護予防に関する講座やその他高齢者を対象としたイベントの参加者
 - ・老人クラブや介護予防活動を行う自主グループなど地域で活動する団体

【事業費】

1 保育所等熱中症対策準備支援事業

①②③④⑤⑥⑧子どもと子育て家庭に対する安心安全確保対策支援補助金	13,950 千円
⑦備品購入費・消耗品費	950 千円

2 学童保育クラブ熱中症対策準備事業

消耗品費	7,600 千円
------	----------

3 高齢者熱中症予防普及啓発事業(地域高齢者支援事業)

熱中症予防啓発用消耗品費	14,900 千円
普及啓発チラシ印刷製本費	100 千円

【特定財源】

1、2 子ども家庭支援包括補助事業補助金(都 10/10)	22,500 千円
3 高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金(都 10/10)	15,000 千円

【参考】熱中症対策物品の例

熱中症指数計



日よけシェード



熱中症対策ウォッチ



ネッククーラー



問合せ先	いきいき生活部	高齢者支援課	早出	電話	724-2146
	子ども生活部	児童青少年課	島崎		724-4097
		保育・幼稚園課	三浦		724-2138
		子育て推進課	田中		724-4467

件 名		子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等事業				
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
563,373		379,343	85,726	0	0	98,304
【事業の背景・目的】						
2025 年度の認可保育所等の給付に係る公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用）の改定により、基本分及び各加算項目の単価が増額されたことから給付費の増額を行います。						
また、認可保育所等の 1 歳児に対する保育士の職員配置について、これまで町田市では、保育の質の向上を目的として、国の基準を超えて 5 対 1 で保育士を配置する施設に対して、独自に支援を行ってきましたが、2025 年度から国においても公定価格の中で同様の配置改善加算が新設されました。これに伴い、当該加算項目の要件を満たす認可保育所等に対して給付費の増額を行います。						
【事業の内容】						
認可保育所等に公定価格を給付します。なお、増額分は 2025 年 4 月分から遡って給付します。						
【事業費】						
児童保育委託料（認可保育所分）※		328,530 千円				
施設型給付費（認定こども園・新制度幼稚園分）		163,708 千円				
地域型保育給付費（小規模保育事業所・家庭的保育者分）		71,135 千円				
【特定財源】						
子どものための教育・保育給付交付金		379,343 千円				
（国 満 3 歳以上：1/2、満 3 歳未満：3/5）						
子どものための教育・保育給付費都費負担金		85,726 千円				
（都 満 3 歳以上：1/4、満 3 歳未満：1/5）						
※児童保育委託料（認可保育所分）328,530 千円については、公定価格に 1 歳児配置改善加算が新設されたことにより、これまで認可保育所に独自に支援を行ってきた分の 156,099 千円を控除し、差引き 172,431 千円を計上しています。						
問合せ先		子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦			電話	724-2138

件 名	町田市民病院運営資金貸付金					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
2,000,000		0	0	0	0	2,000,000

【事業の背景・目的】

町田市民病院では、「第4次中期経営計画(2022年度～2026年度)」に基づき、質の高い医療の提供と経営の健全化に取り組んでいます。救急患者の積極的な受け入れや地域医療機関との連携強化などの取組により、患者数は増加傾向にあり、収益も着実に伸びつつあることから、前年度には過去最高の医業収益となりました。

しかしながら、昨今の物価高騰や人件費の上昇などにより、費用の増加が顕著になっています。一方で、こうした費用の増加が診療報酬には、十分に反映されていないため、全国の医療機関と同様に、町田市民病院も厳しい経営状況に直面しています。現時点の試算では、年間で約24億円の現金残高が減少する見込みです。2025年度内の給与支払いや企業債の償還、さらに2026年4月分の給与支払いなどに対応するためには、約20億円の新たな現金調達が必要となります。

このような状況を踏まえ、町田市民病院が安定的に医療サービスを提供し続けられるよう、市として必要な支援をします。

＜町田市民病院の財政状況について＞

2025年度は約20億円の純損失が生じる見通しとなっております。

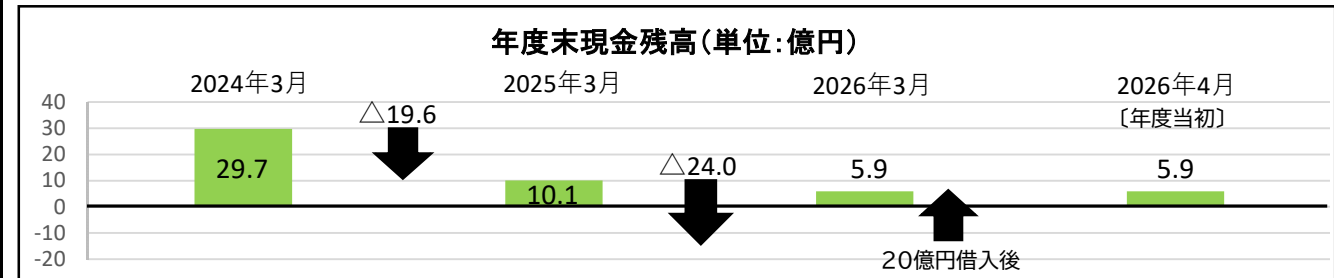
2025年度の 収益の見込み (約139億円)	・診療報酬等による収益(入院・外来など)は、前年と比較して緩やかに増加
2025年度の 費用の見込み (約159億円)	・物価高騰の影響により、診療材料(カテーテル、人工関節、ガーゼや包帯などの衛生材料)や薬品等の材料費に加え、委託料などの経費も増加 ・賃金のベースアップに伴い、人件費が増加

【事業の内容】

- 貸付金額：2,000,000千円
- 貸付期間：2026年1月～2036年3月(10年3ヶ月)
- 貸付金利：0.5%(全期間固定金利。2025年9月1日現在の定期金利10年と同率)
- 据置期間：2026年1月～2027年3月(1年3ヶ月)
- 償還方法：元利均等、年賦償還

【事業費】

町田市民病院運営資金貸付金 2,000,000千円



問合せ先	保健所 保健総務課長 大坪 町田市民病院 事務部 経営企画室長 押切	電話	724-4241 722-4699
------	---------------------------------------	----	----------------------

議案概要

議案名	第 1 0 5 号議案 町田市公告式条例等の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
デジタル規制改革推進の一括法の成立に伴い、条例の公布、公示送達等の書面掲示のデジタル対応を行うことを目的に、町田市公告式条例ほか 5 本の条例の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 次に掲げる条例について、書面掲示に関する規定を改めます。			
・町田市公告式条例（条例及び規則の公布等） ・町田市一般職の職員の給与に関する条例（期末・勤勉手当の一時差止処分の通知に係る公示送達） ・町田市職員退職手当支給条例（退職手当の支給制限処分の通知に係る公示送達） ・町田市立公園条例（工作物等の保管の公示） ・町田市行政手続条例（聴聞の通知に係る公示送達） ・町田市屋外広告物条例（屋外広告物等の保管の公示）			
改正前		改正後	
市庁舎及び市民センター（6 か所）の掲示場に書面を掲示		町田市ホームページに電子データを掲載するとともに、市庁舎の掲示場に書面を掲示	
※ デジタルデバインド（情報格差）への配慮の観点から、市庁舎掲示場での書面の掲示は継続します。			
○ 2026 年 6 月 1 日から施行します。			
【関係法令】			
○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（デジタル規制改革推進の一括法）（令和 5 年法律第 63 号）			
【補足説明】			
○ デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、2023 年 6 月 16 日に「デジタル規制改革推進の一括法」が公布されました。同法では、アナログ的な手法を前提とした規制（アナログ規制）の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律のほかアナログ規制を定める個別の法律 62 本が改正されます。			
○ 書面掲示のデジタル対応は、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図るものです。このうち、公示送達のデジタル対応に関する法改正は、「デジタル規制改革推進の一括法」の公布の日から 3 年以内に施行されることとされています。			
問合せ先	総務部 法務課長 坂上	電話	724-2506

議案概要

議案名	第 1 0 6 号議案 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 個人番号カードによる医療費助成のオンライン資格確認の開始に伴い、関係する条例 4 本の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 次に掲げる条例に基づく医療費助成の対象者が、病院等で個人番号カード（マイナ保険証）を提示して受診等をした場合に、医療費助成を受けることができるように関係する規定を改めます。 ・ 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 ・ 町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例 ・ 町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 ・ 町田市高校生等の医療費の助成に関する条例 ○ その他文言の整理を行います。 ○ 公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。			
【改正により何が変わるか】 ○ 国が構築する自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤（Public Medical Hub）に接続することにより、各種医療費助成に係る資格確認をオンラインで行えるようになります。 ○ 医療費助成を受けるためには、病院等の窓口で、健康保険証の利用登録をした個人番号カード（マイナ保険証）に加えて、医療費助成の対象者に交付される医療証を提示する必要がありますが、オンライン資格確認の開始により、マイナ保険証のみで助成を受けられるようになります。			
問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 香月	電話	724-2876

議案概要

議案名	第 1 0 7 号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例				
【議案提出の目的】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係する条例 4 本の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。					
【議案の内容】 ○ 家庭的保育事業等の利用乳幼児が母子保健法に基づく健康診査を受けている場合には、利用開始時の健康診断等の全部又は一部を行わないことができることとします。(町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第 17 条関係) ○ 次に掲げる条例の規定について、児童福祉法から引用する条項番号を改めます。 ・町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第 12 条 ・町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第 25 条 ・町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第 12 条 ・町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第 13 条 改正前：法第 33 条の 10 各号 ⇒ 改正後：法第 33 条の 10 第 1 項各号 ○ 公布の日から施行します。					
【関係法令】 ○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） ○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号） ○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号） ○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号） ○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）					
問合せ先	子ども生活部 子ども生活部 子ども生活部	子育て推進課長 保育・幼稚園課 児童青少年課	田中 三浦 島崎	電話	724-4467 724-2138 724-2182

議案概要

議案名	第 1 0 8 号議案 町田市建築審査会条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定を引用する部分を次のとおり改めます。			
改正前		改正後	
建築基準法の規定（ <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 2 項</u> において準用する場合を含む。）		建築基準法の規定（ <u>他の法令</u> において準用する場合を含む。）	
○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】			
○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）			
○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）			
【補足説明】			
○ 2026 年 4 月 1 日から「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の題名が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改正されます。この改正に合わせて、同法以外の法令においても建築基準法の建築審査会に関する規定を準用する場合には、この条例の対象とするように規定を整理します。			
問合せ先	都市づくり部 都市政策課長 戸田	電話	724-4247

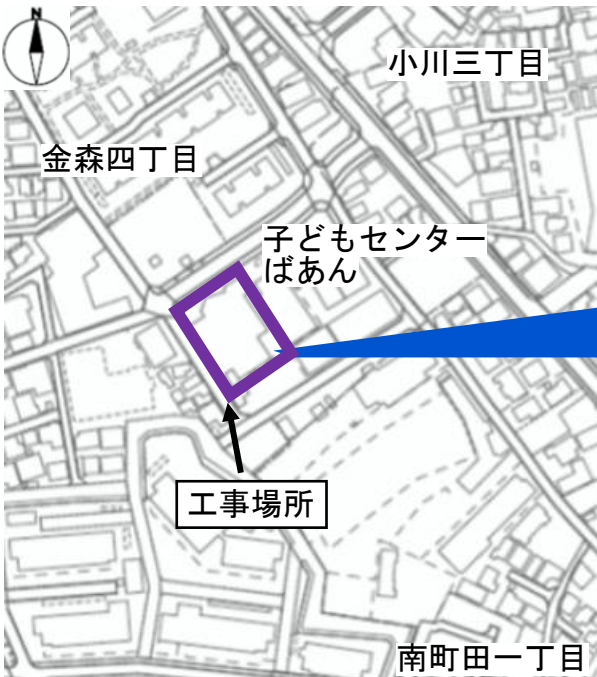
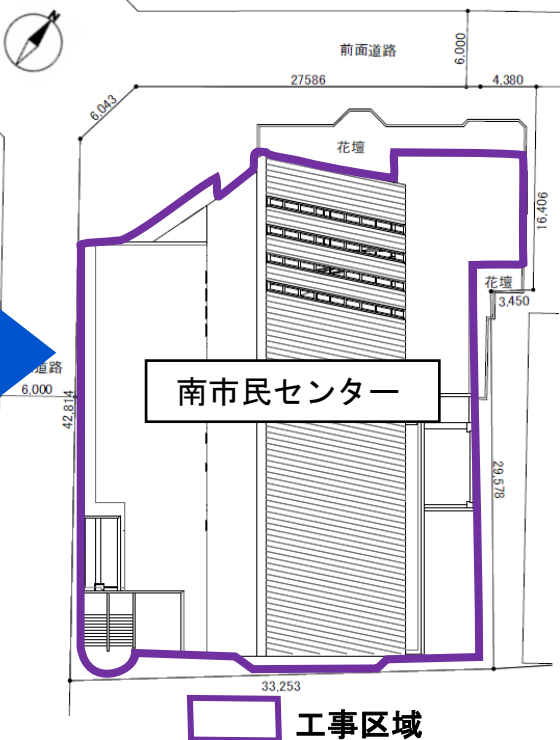
議案概要

議案名	第 1 0 9 号議案 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約		
【議案提出の目的】 東京都六市競艇事業組合規約の名称を変更することに関し、関係市の協議により定めることについて、議会の議決を求めるものです。 【議案の内容】 ○規約の題名を「東京都六市競艇事業組合規約」から「東京都六市ボートレース事業組合規約」に改めます。 ○第 1 条中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改めます。 【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 286 条第 2 項（一部事務組合の組織、事務及び規約の変更） ○ 地方自治法第 290 条（議会の議決を要する協議）			
問合せ先	財務部 財政課長 高野	電話	724-2149

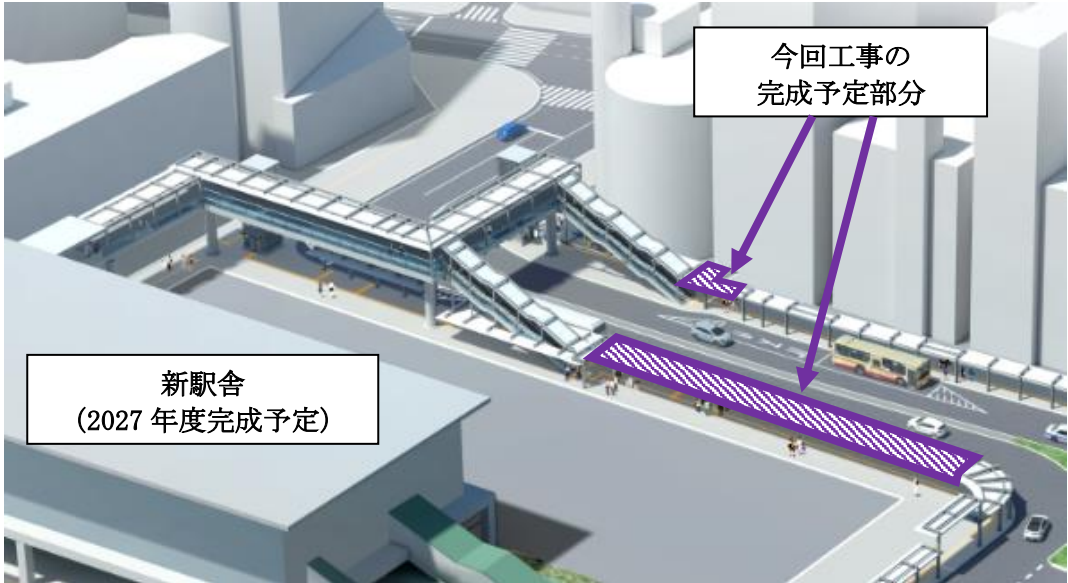
議案概要

議案名	第 1 1 0 号議案 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）		
【議案提出の目的】 市民・事業者がごみを排出する際に使用する指定収集袋を調達するため、物品供給単価契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 2026 年度分の各種指定収集袋を購入するものです。 燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、容器包装プラスチック専用袋、ボランティア袋、おむつ専用袋、事業ごみ専用袋 ○ 二酸化炭素排出量の削減を目指し、ボランティア袋にバイオマス原料 25%を配合しています。 ○ 本件は、2022 年度調達分までは製造業務委託としていましたが、多くの事業者が入札参加できるよう仕様書等を見直し、2023 年度調達分からは物品供給単価契約としています。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約） ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 218,360,010 円（推定総額） ○ 契約相手方 株式会社 ハーバック化成 代表取締役 桐田 和典 島根県益田市市原町イ 559 番地 1 ○ 納 期 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで			
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 佐々木 （事業内容）環境資源部 環境政策課長 谷	電話	724-2523 785-5479

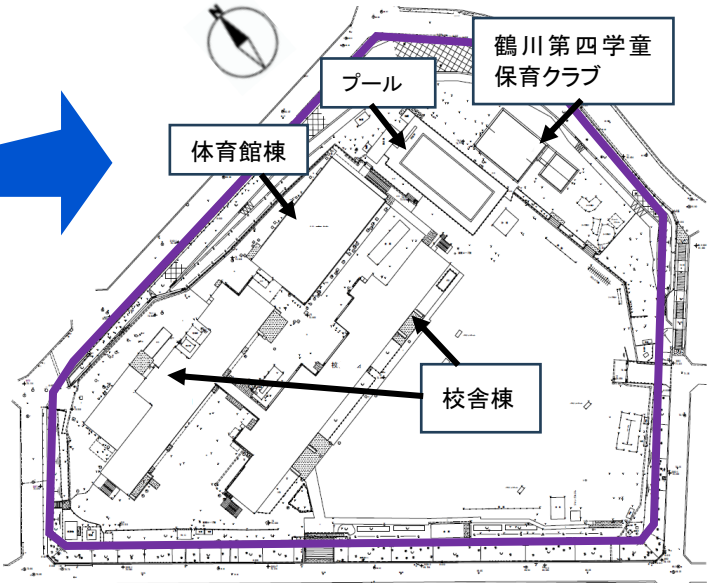
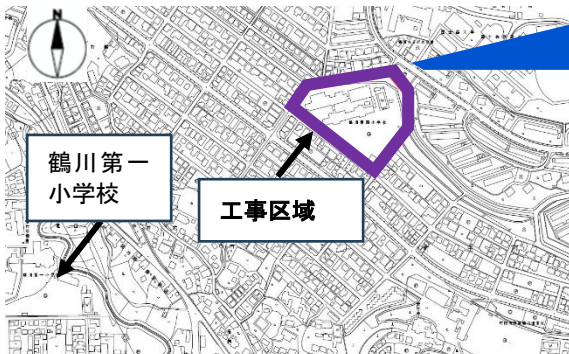
議案概要

議案名		第 1 1 1 号議案 南市民センター改修工事請負契約		
【議案提出の目的】 施設の長寿命化及び脱炭素化を実現するため、南市民センターの屋上防水・外壁・建具の改修及び電気・機械設備改修に伴う内装改修を行う工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 防水改修工事（屋上、バルコニー） 外壁改修工事 建具改修工事 電気・給排水衛生・空気調和設備改修に伴う内装改修工事				
 				
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 ○ 契約目的 南市民センター改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 282,307,520 円 ○ 契約相手方 システム・ハウジング建設株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号 ○ 工 期 契約開始日から 2027 年 5 月 28 日まで				
問合せ先	（契約内容）財務部	契約課長 佐々木	電話	724-2523
	（工事内容）財務部	営繕課長 長谷		724-1293
	（事業内容）市民部	南市民センター長 泉		795-3165

議案概要

議案名	第 1 1 2 号議案 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）請負契約		
【議案提出の目的】 鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、交通利便と生活環境等の改善を図るため、鶴川駅北口広場にバスシェルターを新築する工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 バスシェルターの新築 （鉄骨造平屋建て、延床面積 237 ㎡） 〈完成平面図〉  工事区域 			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 212,074,720 円 ○ 契約相手方 株式会社イワヲ建設 代表取締役 鈴木 成彦 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号 ○ 工 期 契約開始日から 2026 年 9 月 4 日まで			
問合せ先	（契約内容）財務部 （工事内容）財務部 （事業内容）道路部	契約課長 佐々木 営繕課長 長谷 道路整備課長 込山	電話 724-2523 724-1293 724-1125

議案概要

議案名		第 1 1 3 号議案 鶴川第四小学校解体工事請負契約																			
【議案提出の目的】 鶴川中央小学校建設工事に伴い、同小学校の建設予定地である鶴川第四小学校の敷地内建築物等（校舎含めて全ての建築物及び設備）の解体工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 敷地内建築物及びその付帯設備等の解体工事 外構の解体工事 雨水貯留槽の解体工事 発電機の移設工事  ○ 鶴川第一小学校 ○ 工事区域 ○ プール ○ 体育館棟 ○ 校舎棟 ○ 鶴川第四学童保育クラブ ○ : 工事区域 <tr><td colspan="4"> 【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約目的</td><td>鶴川第四小学校解体工事</td></tr><tr><td>○ 契約方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約金額</td><td>648,780,000 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>株式会社内村工業 代表取締役 荒木 秀柄（あらき しゅうへい） 東京都新宿区百人町三丁目 17 番 1 号</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2027 年 3 月 18 日まで</td></tr></table></td></tr> <tr><td>問合せ先</td><td>(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 学校教育部 施設課長 本田</td><td>電話</td><td>724-2523 724-1293 724-2174</td></tr>				【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約目的</td><td>鶴川第四小学校解体工事</td></tr><tr><td>○ 契約方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約金額</td><td>648,780,000 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>株式会社内村工業 代表取締役 荒木 秀柄（あらき しゅうへい） 東京都新宿区百人町三丁目 17 番 1 号</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2027 年 3 月 18 日まで</td></tr></table>				○ 契約目的	鶴川第四小学校解体工事	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	648,780,000 円	○ 契約相手方	株式会社内村工業 代表取締役 荒木 秀柄（あらき しゅうへい） 東京都新宿区百人町三丁目 17 番 1 号	○ 工 期	契約開始日から 2027 年 3 月 18 日まで	問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 学校教育部 施設課長 本田	電話	724-2523 724-1293 724-2174
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約目的</td><td>鶴川第四小学校解体工事</td></tr><tr><td>○ 契約方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約金額</td><td>648,780,000 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>株式会社内村工業 代表取締役 荒木 秀柄（あらき しゅうへい） 東京都新宿区百人町三丁目 17 番 1 号</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2027 年 3 月 18 日まで</td></tr></table>				○ 契約目的	鶴川第四小学校解体工事	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	648,780,000 円	○ 契約相手方	株式会社内村工業 代表取締役 荒木 秀柄（あらき しゅうへい） 東京都新宿区百人町三丁目 17 番 1 号	○ 工 期	契約開始日から 2027 年 3 月 18 日まで								
○ 契約目的	鶴川第四小学校解体工事																				
○ 契約方法	条件付一般競争入札																				
○ 契約金額	648,780,000 円																				
○ 契約相手方	株式会社内村工業 代表取締役 荒木 秀柄（あらき しゅうへい） 東京都新宿区百人町三丁目 17 番 1 号																				
○ 工 期	契約開始日から 2027 年 3 月 18 日まで																				
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 学校教育部 施設課長 本田	電話	724-2523 724-1293 724-2174																		

議案概要

議案名	第 1 1 4 号議案 町田木曽山崎パラアリーナ整備等 P F I 事業契約																							
【議案提出の目的】 町田木曽山崎パラアリーナ整備・運営事業に係る、施設の設計、建設、工事監理、維持管理、及び運営業務を PFI 手法により包括的に実施するため、事業契約を締結するものです。																								
【議案の内容】																								
○ 事業方式	BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式 ※ 事業者が施設の建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間が終了するまでの間、事業者において、施設の維持管理及び運営を行う																							
○ 事業内容	施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務																							
○ 履行場所	町田市山崎町 1298 番地 1 外																							
【議案の法的根拠】																								
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 15 号（契約の締結）																								
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条（地方公共団体の議会の議決）																								
【契約の概要】																								
○ 契約目的	町田木曽山崎パラアリーナ整備等 PFI 事業																							
○ 契約方法	公募型プロポーザルによる随意契約																							
○ 契約金額	4,633,291,145 円																							
○ 契約相手方	株式会社 GION 町田アリーナ 代表取締役 祇園 彬之介（ぎおん よしのすけ） 東京都町田市原町田一丁目 13 番 1 号 町田ハイツ壺番館 1-3																							
○ 事業期間	契約開始日から 2044 年 3 月 31 日までの 18 年 3 か月																							
<事業スケジュール>																								
<table><tr><th colspan="2">2025年度</th><th rowspan="2">2026年度</th><th rowspan="2">2027年度</th><th rowspan="2">2028年度</th><th rowspan="2">2029年度以降</th></tr><tr><th>12月</th><th>1月-3月</th></tr><tr><td>基本協定・契約締結に向けた準備・調整</td><td colspan="3">設計・整備工事</td><td>運営・維持管理</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2028年10月 供用開始</td><td></td></tr></table>					2025年度		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度以降	12月	1月-3月	基本協定・契約締結に向けた準備・調整	設計・整備工事			運営・維持管理						2028年10月 供用開始	
2025年度		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度以降																			
12月	1月-3月																							
基本協定・契約締結に向けた準備・調整	設計・整備工事			運営・維持管理																				
				2028年10月 供用開始																				
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 間宮			電話	724-4036																			

議案概要

議案名	第 1 1 5 号議案 町田木曽山崎パラアリーナの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田木曽山崎パラアリーナを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 株式会社 GION 町田アリーナ 代表取締役 祇園 彬之介 (ぎおん よしのすけ) 東京都町田市原町田一丁目 13 番 1 号 町田ハイツ壺番館 1-3			
○ 公の施設の概要			
名 称		町田木曽山崎パラアリーナ	
所 在 地		町田市山崎町 1298 番地 1 ほか	
開設年月		2028 年 10 月	
建物構造		鉄骨造 地上 2 階建て	
建物面積		2,967.05 m ² (延床面積) (予定)	
主要施設		メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム 多目的室、カームダウン・クールダウンエリア ほか	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 町田木曽山崎パラアリーナの事業の実施に関する業務			
・ 町田木曽山崎パラアリーナの利用の承認等に関する業務			
・ 町田木曽山崎パラアリーナの維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2028 年 10 月 1 日から 2044 年 3 月 31 日までの 15 年 6 か月			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市スポーツ施設条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 間宮		電話 724-4036

議案概要

議案名	第 1 1 6 号議案 小山子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 小山子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 （指定管理者名） 特定非営利活動法人青少年健全育成会ホシザクラ 代表理事 山口 弘美（やまぐち ひろみ） 東京都町田市小山町 172 番地			
○ 公の施設の概要			
名 称		小山子どもクラブ	
所 在 地		町田市小山町 1165 番 3	
開設年月		2019 年 12 月	
建物構造		鉄骨造 2 階建て	
建物面積		469.16 m ² （延床面積）	
主要施設		事務室、遊戯室、集会室、乳幼児室等	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間			
・ 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-4097

議案概要

議案名	第 1 1 7 号議案 損害賠償請求訴訟の提起について		
【議案提出の目的】 （仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の締結に係る債務の不履行により発生した損害の賠償を求めるため、訴訟を提起するものです。			
【議案の内容】 ○ （仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の仮契約の相手方に対し、本契約を締結しなかったことによって町田市に生じた工事費用の増加分等の損害額 873, 216, 250 円の支払いを求めて訴訟を提起します。 ○ 相手方：東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号 スターツ CAM 株式会社			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起）			
【経緯】 ○ 2024 年 10 月 23 日に、町田市はスターツ CAM 株式会社と（仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の仮契約を締結しました。 ○ 同年第 4 回市議会定例会において、本件仮契約に基づく本契約の議案が可決されましたが、同社は本契約を締結しませんでした。 ○ 同社が本契約を締結しなかったことにより、町田市は事業者選定をやり直すこととなり、工事の着工が大幅に遅れることになりました。 ○ 工事の遅延に伴い、工事費用の増額等が必要となったため、町田市は同社に対して損害賠償を求めてきましたが、同社が応じないため訴訟を提起するものです。			
問合せ先	総務部 法務課長 坂上	電話	724-2506



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は143円です（職員人件費を含みます）。